

令和4年7月27日

相模原市長 本村 賢太郎

橋本駅周辺整備推進事業に係る対応方針について

相模原市大規模事業評価実施要綱第10条に基づき、次のとおり対応方針を決定する。

- 1 橋本駅周辺整備推進事業については、実施する。
- 2 各評価の視点（事業の必要性、事業の妥当性、事業の優先性、事業の有効性、事業の経済性・効率性、環境・景観への配慮）ごとに、市民意見や委員会からの答申等を踏まえ、事業を進める。
- 3 事業の実施に当たっては以下の点に留意する。
 - (1) 本事業は、土地区画整理事業、街路事業、自由通路整備事業と多岐にわたるため、本事業の推進に当たっては市のみならず国や神奈川県が策定している各種計画との整合性に留意する。
 - (2) 土地の高度利用を図るだけでなく、グリーンインフラなど緑や防災に関する観点も検討し、安全で安心な環境を創出するよう努める。
 - (3) 本事業を進めるに当たっては、市民や地権者に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うよう努める。

以上